



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 穎川(えがわ)

受動喫煙防止対策助成金について

今回のあおぞらレターは、受動喫煙防止に関する動きと共に、平成25年5月より使いやすくなっている防止対策のための助成金制度についてご案内します。対策をお考えの事業主は検討されてみてはいかがでしょうか。



【受動喫煙防止に向けた動き】

- 世界保健機構（WHO）：平成17年2月に「たばこ規制枠組条約」を発効しました。
- 健康増進法（25条）：飲食店等の多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努力を求めてきました。
- 労働安全衛生法（71条）：快適な職場環境の形成のため、その一環として受動喫煙防止対策を講ずる努力をするよう定められています。
- 全面禁煙・空間分煙等を事業者の努力義務とする方向の法案が今国会に提出される可能性があります。

【助成金の概要】

以前の助成金制度よりも次の通り利用できる業種が拡大されて、助成率も上がりました。

対象事業主の範囲	労災の適用事業主である 全ての中小企業事業主
工費、設備費、備品費、機械装置費などに対する助成率	1事業場につき1回* 、経費の 1/2 までの額 (上限200万、1,000円未満の端数切り捨て) ※同じ事業場で複数の喫煙室を設置する場合は、1件の申請として、まとめて行って下さい。
助成金交付対象	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の要件**を満たす喫煙室の設置（改修含む）に必要な経費 ●助成金の申請に当たっては、設置前と設置後に申請が必要 **喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以下



【対象になる中小企業事業主】

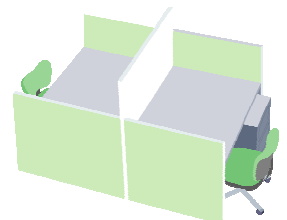
業種	常時雇用する労働者数	資本金
小売業	50人以下 もしくは	5,000万円以下
サービス業	100人以下 もしくは	5,000万円以下
卸売業	100人以下 もしくは	1億円以下
その他の業種	300人以下 もしくは	3億円以下

【申請手続、申請様式等詳しくは厚生労働省HPをご覧ください】

厚生労働省の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

※今回の労働安全衛生法の改正については、他にメンタルヘルス対策の充実・強化や化学物質管理のあり方の見直しなどの内容が盛り込まれています。



～協会けんぽの平成26年3月分（4月納付）から介護保険料率が次のとおりになります～

全国一律	1.72% (1.55%)	() 内は平成25年度の料率
------	---------------	-----------------

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277